

睡眠関連商品及びサービスの有効性評価に関する
ガイドライン 第1版

はじめに

本ガイドラインは、一般利用者に向けた睡眠に関する様々な商品・サービス（以下「睡眠関連商品及びサービス」という。）の開発・販売や、事業での活用を検討している事業者の皆様にお読みいただくことを想定し、作成されました。

1日の約30%を占める睡眠は、人々の生活の基盤であり、健康的で豊かな生活や、今後ますます求められる生産性向上のためにも欠かすことのできないものであり、昨今、様々な睡眠関連商品及びサービスが日々上市されています。それらの効果を基礎づけるためのデータ等のエビデンスが質・量ともに不十分である場合や、表示や広告が誇大で事実誤認を招くようなものである場合、それらの利用者や仲介者が却って不利益を被る可能性があります。

本ガイドラインでは、利用者の睡眠の質の向上その他利用者の利益に資するために、一定の科学的根拠をもって、それらの有効性評価を行い、またそれらの適正な表示・広告等を行うための指針を策定しました。このことにより、公正で透明な市場形成を図ります。

一般社団法人睡眠ヘルスケア協議会
一般社団法人 Sleep Innovation Platform

一般社団法人睡眠ヘルスケア協議会について

一般社団法人睡眠ヘルスケア協議会(以下「SHA」という。)ⁱは、利用者が安心して睡眠サービスを楽しむことができる睡眠市場の実現を目指し、自主ガイドラインの策定や、エビデンスを有する睡眠関連の商品やサービスに対する認証制度（スリープサポート認証制度）を運営する協議会です。

一般社団法人 Sleep Innovation Platform について

一般社団法人 Sleep Innovation Platform（以下「SIP」という。)ⁱⁱは、国民の健康やQOL（Quality of Life）向上を睡眠の視点から支援することを目的に、睡眠関連商品及びサービスを開発・製造・輸入・販売及び利用を検討する事業者等を行う事業者（以下「睡眠関連商品及びサービス関連事業者」という。）と、最先端の睡眠研究を行うアカデミアが連携したコンソーシアムです。

ⁱ <https://shca.jp/>

ⁱⁱ <https://sleepip.jp/>

本「睡眠関連商品及びサービスの有効性評価に関するガイドライン 第1版」は、SHA と SIP が共同で策定したものです。

両団体はこれまでに、それぞれ独自のガイドラインを策定・公開しており、本ガイドラインは、それらの中から睡眠関連の事業者が遵守すべき基本的な枠組みを整理してまとめたものです。

なお、各団体が個別に定めている、より詳細な基準・指針については、以下の URL よりご確認ください。

睡眠サービス提供事業者が遵守すべきガイドライン 第2版 (SHA 策定)

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/shagl.pdf

睡眠ソリューションの有効性評価に関する ガイドライン 第1版 (SIP 策定)

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/sip.pdf

目次

第1章	趣旨	5
第2章	本ガイドラインの適用範囲	5
第1節	睡眠関連商品及びサービス	5
第2節	対象事業者	5
第3節	利用者及び仲介者	6
第3章	睡眠関連商品及びサービス関連事業者の責務	6
第1節	職業倫理、法令等の遵守	6
第2節	規程の整備・開示	7
第3節	経営資源	7
第1項	経営資源の確保	7
第2項	体制の整備	8
第3項	睡眠関連商品及びサービス提供の中止に備えた対応	8
第4節	安全性の担保	8
第5節	品質管理	8
第1項	品質管理システム	8

第2項	エビデンスの取扱い.....	9
第1目	エビデンスの確保.....	9
第2目	エビデンスの開示.....	9
第3目	エビデンスの保持.....	9
第6節	開発にあたっての留意事項.....	10
第4章	睡眠関連商品及びサービスの表示・広告にあたっての留意事項.....	11
第1節	基本的な考え方.....	11
第2節	主な表示・広告規制.....	11
第3節	推奨可能な表示例.....	12
第5章	本ガイドラインの有効期限、見直し.....	12

第1章 趣旨

本ガイドラインでは、睡眠関連商品及びサービス関連事業者自らによる責任のある一般利用者向け睡眠関連商品及びサービスの開発・販売を支援するにあたって、重要な事項についてまとめました。具体的には、睡眠関連商品及びサービス関連事業者の責務（第3章）、睡眠関連商品及びサービスの表示・広告にあたっての留意事項（第4章）について紹介しています。

※本ガイドラインは、業界団体が策定する基準に従い、事業者が自主的に品質の確保を行う仕組みとして、SHA 及び SIP 会員の他、学識経験者、外部専門家の協力を得て策定し、経済産業省「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」（令和7年3月31日改訂版）を参照しております。なお、本ガイドラインは、今後必要に応じて随時改訂されることがありますので、ご注意ください。

第2章 本ガイドラインの適用範囲

第1節 睡眠関連商品及びサービス

本ガイドラインでは、睡眠関連商品及びサービスを以下のように分類し、対象としています。

睡眠関連商品及びサービスの分類

- ・睡眠状況を測定・提示するサービス
- ・よりよい睡眠により健康増進をサポートするサービス
- ・その他

なお、以下に掲げるものは睡眠関連商品及びサービスの対象外とします。ⁱⁱⁱ

- ・薬機法に定める医薬品、医薬部外品及び医療機器^{iv}
- ・医療行為^v

第2節 対象事業者

本ガイドラインでは、事業規模の大小に関わりなく、睡眠関連商品及びサービス関連事業者が対象です。

ⁱⁱⁱ 食品の場合は、不眠症の定義に該当するもの等の疾病の診断を受けた人、未成年者、妊産婦、及び授乳婦を対象としたものも対象外とする

^{iv} 薬機法第2条第1項、第4項

^v 医療行為か否かの判断は、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」(平成17年7月26日医政発第0726005号)による

第3節 利用者及び仲介者

本ガイドラインでは、睡眠関連商品及びサービスを使用する者を利用者とし、睡眠関連商品及びサービス関連事業者以外で、睡眠関連商品及びサービスを提供する者（睡眠関連商品及びサービス関連事業者が自ら取り扱う睡眠関連商品及びサービスを提供する場合を除く）を仲介者とします。

第3章 睡眠関連商品及びサービス関連事業者の責務

第1節 職業倫理、法令等の遵守

睡眠関連商品及びサービス関連事業者は、自らの事業が高い倫理性を求められているものであることを強く自覚するとともに、睡眠関連商品及びサービスの提供において、関連する法令の遵守を徹底し、関連する規格、ガイドライン等についても遵守に努めなければなりません。関連する法令、規格、ガイドラインの例を以下に示しますが、これらのみを遵守すればよいわけではなく、睡眠関連商品及びサービス関連事業者は、自らに適用される法令、規格、ガイドライン等を自らの責任で特定・更新し、遵守するための体制を整備し、従事者に対する教育訓練を実施し、現場においても法令遵守等が確実になされるようにしてください。

1	医師法（昭和 23 年法律第 201 号。その後の改正を含む。）
2	医療法（昭和 23 年法律第 205 号。その後の改正を含む。）
3	家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号。その後の改正を含む。）
4	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。その後の改正を含む。）
5	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。その後の改正を含む。）
6	消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号。その後の改正を含む。）
7	食品衛生法
8	食品表示法
9	製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号。その後の改正を含む。）
10	特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。その後の改正を含む。）
11	不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。その後の改正を含み、以下「景表法」という。）
12	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)
13	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 112 号。その後の改正を含む。）
14	プライバシーマーク制度（個人情報保護マネジメントシステム）

15	ISO9001（品質マネジメントシステム）
16	ISO10001（品質マネジメント－顧客満足－組織における行動規範のための指針）
17	ISO10002（品質マネジメント－顧客満足－組織における苦情対応のための指針）
18	WMA ヘルシンキ宣言 人間を対象とする医学研究の倫理的原則（以下「ヘルシンキ宣言」という。）
19	医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等について（平成 29 年 9 月 29 日薬生監麻発 0929 第 5 号）
20	不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 2 項の運用指針 一不実証広告規制に関する指針（平成 28 年 4 月 1 日。その後の改正を含む。消費者庁）
21	機能性表示食品の届出等に関する手引き（令和 7 年 3 月 25 日消食表第 273 号）
22	特定保健用食品の表示許可等について（平成 26 年 10 月 30 日消食表第 259 号）
23	機能性表示食品の広告等に関する主な留意点（平成 27 年 6 月 19 日公表）
24	機能性表示食品に関する質疑応答集（令和 7 年 3 月 25 日消食表第 274 号）
252	健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（平成 25 年 12 月 24 日。その後の改正を含む。消費者庁）
26	臨床研究に関する倫理指針
27	人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針
28	ヘルスケア認定寝具制度＜ヘルスケア認定寝具認定基準＞

第2節 規程の整備・開示

睡眠関連商品及びサービス関連事業者は、睡眠関連商品及びサービスに関する規程、社会的責任に関わる情報（倫理規程、利益相反規程及びプライバシーポリシー並びにそれらの管理体制等を含む。）を整備し、睡眠関連商品及びサービスの利用者及び仲介者に対して適切に開示するようにしましょう。

第3節 経営資源

第1項 経営資源の確保

睡眠関連商品及びサービス関連事業者は、睡眠関連商品及びサービスの提供に必要な経営資源を確保しましょう。これには、資金、人的資源、設備、技術、及び情報システムなどが含まれます。

第2項 体制の整備

睡眠関連商品及びサービス関連事業者は、睡眠関連商品及びサービス提供のための適切な体制を整備しましょう。これには、資格を持つ専門職の配置や、教育・トレーニングプログラムの実施、サービス提供プロセスの明確化その他睡眠関連商品及びサービス提供者の能力・力量に関する事項等が含まれます。

第3項 睡眠関連商品及びサービス提供の中止に備えた対応

睡眠関連商品及びサービス関連事業者は、自らが提供する睡眠関連商品及びサービスを中止した場合の利用者の健康等への影響や代替性等を考慮した上で、必要に応じて、当該睡眠関連商品及びサービスを中止した場合の対応や補償について、予め利用者及び仲介者に契約等で明らかにしておきましょう。

第4節 安全性の担保

睡眠関連商品及びサービス関連事業者は、提供する睡眠商品及びサービスの安全性を担保するため、各カテゴリの特性に応じた安全性に十分に配慮し、睡眠商品及びサービスの安全性（身体的、精神的、社会的な悪影響がないことなど）を担保しなければいけません。また、商品やサービスの利用によって想定されるリスクや利用する上での注意事項をしっかりと情報提供し、睡眠商品及びサービスの安全性に関して事業者は責任を持たなければいけません。情報提供の方法としては、利用者がこれら商品及びサービスを選択時に容易に知ることができるよう、販売時やサービス紹介のホームページ等で情報を提供し、追加で利用者が知るべきリスクや注意事項、インシデントが判明した場合には速やかに追加で公開するようにしてください。

第5節 品質管理

第1項 品質管理システム

睡眠関連商品及びサービス関連事業者は、品質管理システムを確立し、睡眠関連商品及びサービスの品質向上を図ることが大切です。品質管理システムには、品質評価のためのプロセスや指針、監視・改善の仕組みが含まれます。

第2項 エビデンスの取扱い

第1目 エビデンスの確保

睡眠関連商品及びサービス関連事業者は、提供する睡眠関連商品及びサービスに関するエビデンスを確実に収集し、その信頼性を確保することが大切です。これには、科学的な研究結果、データ、評価結果等が含まれます。

第2目 エビデンスの開示

睡眠関連商品及びサービス関連事業者は、利用者や仲介者に対して、提供する睡眠関連商品及びサービスの安全性や効果に関するエビデンスを明確に開示しましょう。

第3目 エビデンスの保持

睡眠関連商品およびサービスを提供する事業者は、製品やサービスの信頼性を確保するために、エビデンスを適切に保持し、必要に応じて随時見直す体制を整備することが重要です。評価にあたっては、下記に示すような指標を参考にしつつ、それぞれの商品およびサービスの特性に応じて適切な評価方法を選定し、継続的な検討を行いましょう。

また、新たな研究成果やデータが公表された場合には、速やかにエビデンスを更新し、継続的な品質管理を実施することが求められます。これにより、利用者に対して常に信頼性の高い情報とサービスを提供することが可能となります。

表示項目	定義
①睡眠の質の評価	
睡眠効率[%]	総睡眠時間(TST)/総記録時間(TRT) ^{vi} ×100
深睡眠(N3)の時間[%] (深睡眠時間,徐波量)	N3/TST×100
REM の時間[%] (REM 睡眠量)	R/TST×100
覚醒回数[回]	睡眠時間(SPT) ^{vii} 内での覚醒段階の回数
入眠後覚醒[min](中途覚醒,WASO)	TRT-SL-TST (入眠後の覚醒時間の総和)
覚醒反応指数(ArI)	覚醒反応数×60/TST (1時間当たりの覚醒反応回数)
入眠潜時(SL)[min]	消灯からいずれかの睡眠段階が出現した最初のエポックまで
睡眠の安定性	浅い段階へのステージ移行回数/TST (1時間当たりの浅い段階へのステージ移行回数)
離床 (回数・時間)	TRTのうち、寝床を離れた回数や時間
②睡眠の量の評価	
総睡眠時間(TST)[min]	N1+N2+N3+R (TRT から覚醒を除いた時間)
③睡眠の規則性の評価	
睡眠の規則性 (位相)	毎日の就寝や起床の時刻が一定で規則正しいこと
④睡眠の主観的評価	
睡眠の満足感	ぐっすり (十分に) 眠れた
睡眠の休養感	起床時に疲れが取れている

第6節 開発にあたっての留意事項

睡眠関連商品及びサービスに求められる科学的根拠の水準は、一般利用者の意向、科学的な観点等を十分に踏まえ、一般利用者の自主的かつ合理的な選択に役立つことが必要です。

^{vi} 総記録時間(TRT)[min]：消灯から点灯まで

^{vii} 睡眠時間(SPT)[min]：入眠から翌朝の最後の覚醒までの時間

第4章 睡眠関連商品及びサービスの表示・広告にあたっての留意事項

第1節 基本的な考え方

睡眠関連商品及びサービスに係る表示・広告にあたっては、利用者をはじめとする利用者が、その製造方法、効果や安全性等を正しく理解できるものでなくてはなりません。つまり、虚偽表示・広告、誇大表示・広告等があってはならず、これは景表法、健康増進法等の法律でも規制されています。また、睡眠関連商品及びサービスが機能性表示食品である場合、機能性表示食品の届出等に関するガイドラインの表示の要件にも注意が必要です。さらに、睡眠関連商品及びサービスが、睡眠の質の向上を目的とする以上、薬機法上の医薬品、医療機器への該当可能性は常に意識しておきましょう。これらの規制に違反した場合、当局からの指導、行政命令の他、課徴金の納付義務を負うこともあり、結果当該睡眠関連商品及びサービス関連事業者の社会的イメージを著しく毀損する事態にもなりうることに留意してください。なお、表示・広告について疑義がある場合は、製品・サービスの上市前に当局へ照会を行うことが望ましいです。

第2節 主な表示・広告規制

以下に主な法規制における代表的な表示・広告に関する規制を紹介します。なお、下記は例示であり、考慮すべき法律等をすべて網羅したものではない。また、法律等に関連する通知、ガイドライン等も参照をするようにしてください。

- ・ 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）上の表示・広告規制^{viii,ix}
 - 優良誤認表示（景表法第5条第1号）
 - 有利誤認表示（景表法第5条第2号）
 - その他誤認されるおそれのある表示（景表法第5条第3号）
 - 不当景品類及び不当表示防止法（景表法第7条第2項）
- ・ 健康増進法上の表示・広告規制^{x,xi}
 - 虚偽誇大表示（健康増進法第65条第1項）
- ・ 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
 - 虚偽・誇大広告等の禁止（薬事法第66条）

^{viii}（参考）消費者庁 web サイト

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/

^{ix} 「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針 —不実証広告規制に関する指針—」

^x（参考）消費者庁 web サイト

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/

^{xi} 「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」

第3節 推奨可能な表示例

表示の適切性・合法性の判断については、当該表示単独について、形式的に判断されるのではなく、当該表示（広告）表現全体の構成や説明の文脈、さらには世相その他各種の要素を総合的に考慮して判断されるため、必ずしも以下表示が全て適法になるわけではなく、本ガイドラインで以下表示についての適法性を保証したものではないことに留意が必要です。なお、言うまでもなく、「診断」、「予防」、「治療」、「処置」等の医学的な表現、効能、効果又は性能を医師その他の者がこれを保証したものと誤解される表示は使用できません。

- ①「睡眠の質」の評価に関する表示
- ②「睡眠の量」の評価に関する表示
- ③「睡眠の規則性」の評価に関する表示
- ④「睡眠の満足感」の評価に関する表示
- ⑤ 睡眠と起床後のパフォーマンスに対する評価に関する表示

第5章 本ガイドラインの有効期限、見直し

本ガイドラインは、概ね2年間で見直すものとします。見直しの際は、特に以下の要素を考慮するものとします。

- ①想定する仲介者や利用者の変化、仲介者や利用者のニーズの変化
- ②関係する法令、規格、ガイドライン等の変更の有無
- ③ヘルスケアサービスに関する新たなエビデンスデータ等の公表の有無
- ④ヘルスケアサービスの安全性、予防・健康上の効果についての再検証の必要性
- ⑤本ガイドラインに定められた事項の睡眠関連商品及びサービス関連事業者の遵守状況
- ⑥その他、本ガイドラインの見直しが必要と考える社会環境等の変化

本ガイドラインの見直しの際、睡眠関連商品及びサービス関連事業者（SHA 及び SIP 会員を含む）、睡眠関連商品及びサービス関連事業者以外の公平・中立的な立場の専門家（学識経験者等）、利用者及び仲介者その他睡眠関連商品及びサービスについて専門性のある意見を聴取できる者を参画させるよう努めるものとし、必要に応じて、SHA または SIP 以外から広く意見を聴取する仕組みを導入し、様々な視点から議論を行うものとします。また、関係する法令・制度等について、当該法令・制度を所管する関係省庁に必要に応じて適宜確認するものとする。見直しの趣旨・背景や議論の要旨について、SHA 及び SIP のホームページ等で公開する等透明性を確保するよう努めるものとします。

免責事項

・睡眠関連商品及びサービス関連事業者は、睡眠関連商品及びサービスの開発・製造・輸入・販売等にあたり、本ガイドラインの内容を理解した上で、各事業者において、法令遵守その他の睡眠関連商品及びサービス関連事業者の責務を遵守し、適切適法な開発、表示・広告を行うことが求められます。

・本ガイドラインは「医療サービス」の提供を意図したものではなく、医師による専門的な助言や治療の代替とはなりません。睡眠障害や睡眠に関連する問題、個々の健康状態に応じた具体的なアドバイスが必要な場合は、適切な医療機関にご相談いただき、治療を受けることを推奨します。

・本ガイドラインは、定期的に見直すことを予定しています（第5章）。本ガイドラインの内容は、必ずしも、最新の法令や科学的事実を担保しているものではなく、それらについては、睡眠関連商品及びサービス関連事業者が、自らの責任で調査・対応ください。

以上

宣言書

経済産業省

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課長 殿

下記の事項について、本書面で誓約致します。

記

- ☑ 策定した業界自主ガイドライン等は、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の記載事項を踏まえ策定していることを宣言します。
- ☑ 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を遵守していることの説明責任は、策定を行った業界団体に帰するものであり、経済産業省やその他「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の策定に関与した団体・個人が何らかの責任を負うものではありません。
- ☑ 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえ策定した業界自主ガイドライン等に基づき、会員企業等が提供するヘルスケアサービスが、第三者に損害を与えた場合には、損害を与えた会員企業等が当該損害についての全責任を負うものであり、経済産業省やその他「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の策定に関与した団体・個人が何らかの責任を負うものではありません。
- ☑ ロゴマークの使用は、業界自主ガイドライン等の普及のための活動のみに限るものであり、会員企業等がロゴマークを使用することはありません。
- ☑ 会員企業等に対し、ロゴマークを使用することがないように周知徹底します。
- ☑ ロゴマークの使用にあたって要する一切の費用は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用等を含め、業界団体が負担します。
- ☑ 会員企業等に対し関係法令等の遵守の徹底を図り、健全なヘルスケア産業の発展に努めます。
- ☑ 経済産業省から要請がある場合は、ヘルスケアサービス提供実態やロゴマーク使用実態等の報告を行うものとしします。
- ☑ 本宣言書及び別表は、業界自主ガイドライン等内に別添することで公知します。

以上

2026年3月3日

一般社団法人睡眠ヘルスケア協議会(SHA)

理事長 小林 孝徳

事務局：info@shca.jp

一般社団法人 Sleep Innovation Platform(SIP)

理事長 富田 康弘

事務局：sip318@nishikawa1566.com

「あり方」に示された踏まえるべき観点 チェックリスト

	「あり方」 該当箇所	踏まえるべき観点	理由・根拠
1	(ア) 透明性	1)	業界自主ガイドライン等の公開 各団体のホームページ内で公開予定。 ・SHA HP : https://shca.jp/ ・SIP HP : https://sleepip.jp/
2		1)①	策定委員会メンバー構成の適切性 専門性のある意見を聴取できる者の参画 本ガイドラインは、SHA 及び SIP 会員の他、睡眠学会などに所属する睡眠の専門家、弁護士などの外部専門家の協力を得て策定しており、第1章「趣旨」に明示。
3		1)②	制度を所管する関係省庁（課室）への確認 経済産業省ヘルスケア産業課へ確認済み
4		1)③	議事要旨や関連資料等の公開 ・SHA 内検討議事は公開方法を検討して参ります。 ・SIP 内検討議事は、HP 内で公開 https://sleepip.jp/report/
5		2)	社会的責任に関わる情報の策定や開示 ・ガイドライン第3章に「睡眠関連商品及びサービス関連事業者の責務」を明示。
6	(イ) 客観性	1),2),3)	ヘルスケアサービスの安全性及び効果の裏付けとなるエビデンスを開示する体制の整備 ・ガイドライン第3章第5節第2項に「エビデンスの取り扱い」について、第4章に「睡眠関連商品及びサービスの表示・広告にあたっての留意事項」を明示。
7		4),5)	開示される安全性やエビデンスにおける用語の定義や情報源、対象者、測定方法等の明示 ・ガイドライン第3章に「睡眠関連商品及びサービス関連事業者の責務」を明示
8	(ウ) 継続性	1)	人的資源や財政基盤の明示 ガイドライン第3章第3節第1項に「経営資源の確保」を明示。
9		2)	ヘルスケアサービスを中止する場合の補償や事業者における対応等の明示 ガイドライン第3章第3節第3項に「睡眠ソリューション提供の中止に備えた対応」を明示。

※枠内で書ききれない場合には、別途資料を添付してください。

業界自主ガイドライン等に入れるべき項目の骨子 チェックリスト

番号	入れるべき項目の骨子	業界自主ガイドライン等の該当ページ
1	ガイドラインの趣旨・背景	背景：P1~2 趣旨：P5
2	ガイドラインの適用範囲	P5~6
3	ヘルスケアサービスの品質を確保するための仕組み	P6~10
4	ガイドラインで使用する用語及び定義	P10
5	想定される仲介者及び利用者	P6
6	ヘルスケアサービス事業者が遵守すべき事項とその実施体制	P6~10
7	保持しておくべきエビデンスの内容とその開示体制	P8~9
8	仲介者、利用者に情報提供すべき内容や広告表示のあり方	P10~11
9	関係する法令・制度、標準規格、業界自主ガイドライン等	P6~7、10~11
10	ガイドラインの有効期間	P11